

## 第4回古平町議会臨時会 第1号

平成26年11月28日（金曜日）

### ○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 議案第44号 専決処分（第2号）の承認を求めることについて  
〔平成26年度古平町一般会計補正予算（第6号）〕
- 5 議案第45号 平成26年度古平町一般会計補正予算（第7号）
- 6 議案第46号 平成26年度古平町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 7 議案第47号 平成26年度古平町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 8 議案第48号 平成26年度古平町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 9 議案第49号 平成26年度古平町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 10 議案第50号 平成26年度古平町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第2号）
- 11 議案第51号 議会委員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案
- 12 議案第52号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
- 13 議案第53号 古平町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例案
- 14 議案第54号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

### ○出席議員（9名）

議長10番	逢見輝統君	2番	岩間修身君
3番	中村光広君	4番	本間鉄男君
5番	堀清君	6番	高野俊和君
7番	木村輔宏君	8番	真貝政昭君
9番	工藤澄男君		

### ○欠席議員（1名）

1番 鶴谷啓一君

### ○出席説明員

町長 本間順司君

副	町	長	田	口	博	久	君
教	育	長	成	田	昭	彦	君
總	務	長	小	玉	正	司	君
會	計	者	白	岩		豐	君
財	政	長	三	浦	史	洋	君
民	生	長	和	泉	康	子	君
保	健	長	佐	藤	昌	紀	君
產	業	長	村	上		豐	君
建	設	長	本	間	好	晴	君
幼	兒	長	宮	田	誠	市	君
教	育	長	佐	々	容	子	君
財	政	長	人	々	完	至	君

○出席事務局職員

事	務	局	長	藤	田	克	禎	君
議	事	係	長	中	村	貴	人	君
		兼						
		總						
		務						
		係						

開会 午前10時01分

○議会事務局長（藤田克禎君） それでは、本日の会議に当たりまして、出席状況についてご報告申し上げます。

ただいま議員8名全員が出席されております。

2番、鶴谷議員につきましては所用により欠席、中村議員につきましては所用により遅刻すると  
の連絡が入っております。

説明員は、町長以下13名の出席でございます。

以上でございます。

#### ◎開会の宣告

○議長（逢見輝統君） ただいま事務局長の報告どおり8名の出席を見ております。

よって、定足数に達しております。

ただいまから平成26年第4回古平町議会臨時会を開会いたします。

#### ◎開議の宣告

○議長（逢見輝統君） 直ちに本日の会議を開きます。

#### ◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（逢見輝統君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、9番、工藤議員及び2番、岩間議員のご兩名をご指名いたします。

#### ◎日程第2 会期の決定

○議長（逢見輝統君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日限りにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日限りとするに決定いたしました。

#### ◎日程第3 諸般の報告

○議長（逢見輝統君） 日程第3、諸般の報告を行います。

報告事項は、平成26年度10月分、11月分の例月出納検査結果、平成26年北しりべし廃棄物広域連  
合議会第2回定例会結果、平成26年第2回後志広域連合議会定例会結果の3件でございます。

内容については、お手元に配付の資料をもってかえさせていただきます。

これで諸般の報告を終わります。

◎日程第4 議案第44号

○議長（逢見輝続君） 日程第4、議案第44号 専決処分（第2号）の承認を求めることについて〔平成26年度古平町一般会計補正予算（第6号）〕を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○財政課長（三浦史洋君） ただいま上程されました議案第44号 専決処分（第2号）の承認を求めることについて提案理由の説明をいたします。

本件につきましては、去る21日に衆議院が解散されたことに伴いまして、それに伴う総選挙と最高裁判官の国民審査の部分の執行経費につきまして、町長において専決処分をさせていただいたものの報告でございます。

平成26年度古平町一般会計補正予算（第6号）について、地方自治法第179条1項の規定により次のとおり専決処分したので、これを報告し、承認を求めるものでございます。

記としまして、専決処分（第2号）。

補正の第6号でございます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ540万7,000円を追加しまして、総額を34億5,720万5,000円とするものでございます。

款項の区分ごとの補正額等については、第1表に載せてございます。

日付につきましては11月19日専決処分ということで、首相の解散表明が18日の夜にありましたので、翌日19日に専決処分をさせていただいたものでございます。

それでは、事項別明細の歳出からご説明いたします。6ページ、7ページをお開きください。2款4項3目を新しく設けました。衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査費ということで240万7,000円の計上でございます。中身は、報酬が投票の管理者、立会人につきまして、あと開票の管理者と立会人につきまして、所要の経費を見たものでございます。期日前につきましては、公示の翌日から土曜日まで、選挙当日の前日までということで、11日間のものを見てございます。投票管理につきましては、7つの投票所ということでございます。開票所は1カ所ということでございます。7節賃金、臨時職員の賃金4万1,000円を計上してございます。今現在おります臨時職員さん1名分の選挙の部分での時間外手当の分ということで見てございます。9節旅費につきましては、道選管の後志支所に行く経費でございます。8,000円見てございます。11節需用費につきましては、消耗品費、選挙の事務用品や図書、ポスター掲示板などにつきまして、69万2,000円を計上しました。食糧費につきましては、管理者、立会人の弁当代などで20万3,000円でございます。印刷製本費につきましては、入場券の印刷などで8万4,000円を見てございます。役務費については41万5,000円ということで、郵便料23万3,000円、電話設置及び通話料8,000円、開票のときの計数機の点検料3万6,000円、クリーニング料、白布とかのクリーニングの部分1万1,000円、チラシ折り込み7,000円、選挙公報配布手数料、町内会のほうに手数料を払うわけでございますが12万円、委託料につきましてはポスターの掲示板の設置撤去委託料29万4,000円を見てございます。

ページめくっていただきまして、8ページ、9ページ、14款1項1目職員給与費、既定の予算に300万円を追加して、4億9,951万円とするものでございます。選挙事務の従事者の時間外、休日勤

務の手当の部分で300万円見てございます。

続いて、歳入のほうをご説明いたします。4ページ、5ページをお開きください。14款3項1目総務費委託金、既定の予算に540万7,000円を追加して、1,017万8,000円とするものでございます。5節を新しく設けました。選挙費委託金ということで、今回の選挙の委託金540万7,000円、全額国費ということでございます。

以上、提案理由のご説明でございますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（逢見輝統君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第44号 専決処分（第2号）の承認を求めることについて〔平成26年度古平町一般会計補正予算（第6号）〕を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

#### ◎日程第5 議案第45号

○議長（逢見輝統君） 日程第5、議案第45号 平成26年度古平町一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○財政課長（三浦史洋君） それでは、議案第45号 平成26年度古平町一般会計補正予算（第7号）につきまして提案理由のご説明をいたします。

本件につきましては、給与の関係の補正でございます。2点ございまして、一般職の職員の給与の部分、ことしの人事院勧告に倣いまして改正するものでございます。人事院勧告は8月の7日発せられまして、中身としては給料表の改定でございます。平均0.3%引き上げということで、若年層のほうに重点を置いて引き上げているということでございます。それと、もう一点、年間のボーナスを0.15カ月分引き上げまして、4.1カ月とするものでございます。勤勉手当で措置するというものでございます。

大きな2点目としましては、特別職、議員及び町の三役の部分での引き上げでございます。これにつきましては、町の特別職の報酬等審議会におきまして、今年11月7日の答申に基づきまして、期末手当の部分年間4.1カ月に引き上げるというものでございます。また、加算率、期末手当の基礎額にする加算につきまして、給料報酬の部分の7.5%について加算を加えたというものでござい

す。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ584万9,000円を追加しまして、総額を34億6,305万4,000円とするものでございます。

款項の区分ごとの補正額につきましては、第1表に記載してございます。

それでは、事項別明細の歳出からご説明いたします。15ページ、16ページをお開きください。1款1項1目議会費、既定の予算に72万3,000円を追加して、4,330万1,000円とするものでございます。議員の期末手当10名分、72万3,000円の増額でございます。

ページめくっていただきまして、17、18ページ。14款1項1目職員給与費、既定の予算に512万6,000円を追加して、5億463万6,000円とするものでございます。まず、給料につきましては、322万9,000円の減額でございます。当初予算で見えておりました部分から採用、退職などが大きな要件でございます。また会計間の移動、それぞれ特別会計との人事異動がございましたので、その部分の移動も見て、こちらの部分は322万9,000円の減ということでございます。職員手当につきましては、特別職の期末手当223万4,000円の増、扶養手当11万3,000円の増、一般職の期末手当につきましては63万円の減、勤勉手当につきましては278万4,000円の増、一般職の寒冷地手当につきましては5万6,000円の減、管理職手当24万5,000円の増、住居手当84万円の増、時間外、休日勤務手当は12万4,000円の減、一般職の退手組合負担金につきましては45万7,000円の増でございます。共済費につきましては、特別職の共済組合納付金につきましては11万円の増、一般職については237万9,000円の増、また地方公務員災害補償基金の負担金につきましては3,000円の増ということでございます。

続きまして、歳入ご説明いたします。13ページ、14ページにお戻りください。17款2項1目財政調整基金繰入金、既定の予算に580万円を追加して、5,380万円とするものでございます。今回の財源につきましては、財調のほうからの繰入金で賄うという考えでございます。

19款4項2目雑入、既定の予算に4万9,000円を追加して、2,139万9,000円とするものでございます。端数の部分の4万9,000円の分、その他収入で調整させていただきました。

以上、提案理由の説明でございましたが、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（逢見輝統君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） これから議案第45号 平成26年度古平町一般会計補正予算（第7号）について採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第46号

○議長（逢見輝統君） 日程第6、議案第46号 平成26年度古平町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○民生課長（和泉康子君） ただいま上程されました議案第46号 平成26年度古平町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について提案理由をご説明申し上げます。

本件は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ64万3,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ2億235万7,000円とするものでございます。

それでは、歳出のほうから説明申し上げますので、議案32ページ、33ページをお開きください。歳出の1款総務費、1項1目一般管理費でございますが、既定の予算から64万3,000円を減額し、予算額1,643万7,000円とするものでございます。これらの補正につきましては、職員人事異動に伴う減額と人事院勧告に準拠した本町職員の給与改定を行った場合に最終必要となる額を再積算したものであるものでございます。2節給料といたしましては63万8,000円の減、3節職員手当等は21万4,000円の増、4節共済費は21万9,000円の減となっております。

34ページから39ページまで給与費明細書でございますので、こちらは後ほどごらんいただきたいと思っております。

次に、歳入のご説明を申し上げますので、議案30ページ、31ページをお開きください。5款諸収入、3項1目広域連合支出金でございますが、既定の予算から64万3,000円を減額し、予算額を198万4,000円とするものでございます。こちらにつきましては、特定健診、特定保健指導等を後志広域連合より委託を受け実施し、経費に対し後志広域連合支出金を受け入れるものですが、歳入歳出を整えるため今回決算額を見込んでの減額補正を行うものでございます。1節広域連合支出金を64万3,000円減額し、198万4,000円とするものでございます。

以上で議案第46号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（逢見輝統君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、質疑を終わります。

この際、討論を省略して採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） なしと認めます。

では、これから議案第46号 平成26年度古平町国民健康保険事業特別会計補正予算についてを採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第47号

○議長（逢見輝統君） 日程第7、議案第47号 平成26年度古平町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○民生課長（和泉康子君） ただいま上程されました議案第47号 平成26年度古平町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について提案理由の説明を申し上げます。

本件は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ25万1,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ7,215万1,000円とするものでございます。

それでは、歳出のほうからご説明申し上げますので、議案45ページ、46ページをお開きください。1款総務費、1項1目一般管理費でございしますが、既定の予算に25万1,000円増額し、予算額1,368万円とするものでございます。これらの補正につきましては、同じく人事院勧告に準拠した本町職員の給与改定を行った場合に最終必要となる額を再積算したところになるものでございます。2節給料といたしましては3万7,000円の増、3節職員手当等は19万2,000円の増、4節共済費は2万2,000円の増となっております。これは、職員給与1名分でございます。

47ページから52ページまで給与費明細書でございしますので、こちらも後ほどごらんいただきたいと思っております。

次に、歳入のご説明を申し上げますので、議案43ページ、44ページをお開きください。5款諸収入、5項2目雑入でございしますが、既定の予算に25万1,000円を増額し、予算額45万9,000円とするもので、こちらは財源調整のための増額補正でございします。1節雑入に25万1,000円増額し、45万9,000円とするものでございます。

以上で議案第47号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（逢見輝統君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、質疑を終了いたします。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第47号 平成26年度古平町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第48号

○議長（逢見輝統君） 日程第8、議案第48号 平成26年度古平町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○建設水道課長（本間好晴君） 議案第48号 平成26年度古平町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）につきまして説明を申し上げます。

補正予算の総額といたしましては、既定の予算に21万7,000円を追加いたしまして、その総額を歳入歳出それぞれ1億7,835万9,000円とするものでございます。

では、まず歳出予算から説明いたします。58ページ、59ページをお開きください。1款1項1目一般管理費、2節給料、職員給料で8万円の追加、3節職員手当等で7万5,000円の追加、内訳は期末手当から退職手当組合負担金まで記載のとおりでございます。4節共済費に6万2,000円を追加したものでございます。これらの補正につきましては、人事院勧告に準拠した本町職員の給与改定を行った場合に最終必要となる額を再積算したところによるものでございます。

次に、歳入の補正でございます。56ページ、57ページでございますが、基金繰入金に21万7,000円を追加いたしまして、歳入歳出の調整を図ったところでございます。

以上、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（逢見輝統君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、質疑を終了いたします。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第48号 平成26年度古平町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第49号

○議長（逢見輝統君） 日程第9、議案第49号 平成26年度古平町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○建設水道課長（本間好晴君） 議案第49号 平成26年度古平町公共下水道事業特別会計補正予算

(第1号)について説明を申し上げます。

補正予算の総額につきましては、既定の予算に13万円を追加いたしまして、歳入歳出それぞれ2億6,213万円とするものでございます。

まず、歳出補正について説明申し上げます。71ページ、72ページでございます。1款1項1目の一般管理費、2節給料に3万1,000円、3節職員手当等に5万1,000円、内訳は記載のとおりでございます。4節共済費に4万8,000円を追加して、総額を13万追加するものでございます。これらの補正につきましては、人事院勧告に準拠した本町職員の給与改定を行った場合に最終必要となる額を再積算したところによるものでございます。

次に、歳入補正予算でございます。69ページ、70ページでございます。諸収入の雑入に13万円を追加いたしまして、歳入歳出の調整を図ったところでございます。

以上、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長(逢見輝統君) 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) ないようですので、討論を終わります。

これから議案第49号 平成26年度古平町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)についてを採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第10 議案第50号

○議長(逢見輝統君) 日程第10、議案第50号 平成26年度古平町介護保険サービス事業特別会計補正予算(第2号)についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長(佐藤昌紀君) ただいま上程されました議案第50号 平成26年度古平町介護保険サービス事業特別会計補正予算(第2号)について提案理由の説明をいたします。

本件は、既定の歳入歳出予算に総額14万1,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ5,007万円とするものであります。

それでは、歳出から説明いたしますので、84ページ、85ページをお開き願います。1款2項1目 居宅介護支援事業費、既定の予算に6万6,000円を追加し、総額782万3,000円とするものです。給与として1万、職員手当等で5万7,000円、期末手当から退職手当組合負担金まで、それから共済費に

については1,000円の減額となっております。本件については、人事院勧告に準拠して再計算した必要額を補正するものであります。

続きまして、86ページ、87ページをお開きください。3項1目介護予防支援事業費でございます。既定の予算に7万5,000円を追加し、総額872万5,000円とするものであります。2節給料1万1,000円、それから3節職員手当等で6万5,000円、期末手当から退職手当組合負担金までそれぞれになっております。4節共済費については、1,000円の減額となっております。

先ほどちょっと説明が漏れましたが、1款2項1目の居宅介護支援事業費については、職員1名分でございます。また、3項1目介護予防支援事業費についても職員1名分でございます。この補正理由についても、人事院勧告に準拠した必要額を再計算したものでございます。

続きまして、歳入ですが、82ページ、83ページをお開きください。4款2項1目雑入の既定の予算に14万1,000円を追加し、総額32万4,000円とするものでございます。これは、財源調整によるものです。

以上、提案理由の説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（逢見輝統君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第50号 平成26年度古平町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第2号）についてを採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第11 議案第51号ないし日程第13 議案第53号

○議長（逢見輝統君） 日程第11、議案第51号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案と日程第12、議案第52号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案と日程第13、議案第53号 古平町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例案については、関連する議案でありますので、一括議題といたします。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（小玉正司君） ただいま上程されました議案第51号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案、議案第52号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案、議案第53号 古平町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例案につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本件は、財政悪化により削減しておりました議会議員、正副町長、教育長の期末手当をもとに戻す改正でございます。今回の改正に至る経過等につきまして、若干説明申し上げます。多くの自治体では平成13年からの小泉内閣における三位一体改革、町村合併等の行財政構造改革によりまして地方交付税が大きく削減されたことに伴い、財政基盤の脆弱な多くの自治体が財政危機に見舞われ、古平町も例外でなく毎年基金を取り崩しての厳しい財政状況に陥ったところでございます。このことによりまして、本町では独自に行財政改革を行い、特別職を初めとして一般職の職員の給与も削減し、さらに建設事業の凍結、各種団体への補助金の10%カット、退職職員の不補充といった厳しい行革を行ってまいりました。その後、政権交代等によりまして、地方交付税もほぼもとどおりに回復し、行革集中期間の終了した平成23年度には一般職の給与削減を10%から5%に緩和し、一部手当につきましては削減状況続いておりますけれども、本給につきましては平成26年度にもとに戻したところでございます。ただ、しかしながら特別職の報酬と期末手当につきましては、削減されたままとなっております。今回改正する要因、きっかけでございますけれども、平成20年度以降人事院勧告が引き下げや据え置きが続いていたことから、もとに戻すタイミングが難しかったわけでございます。ことしの人事院勧告で給料、ボーナスが7年ぶりに引き上げ勧告なされたこと、そういうことで今回改定の要因となっております。人事院勧告につきましては、直接特別職に関係ございませんが、特別職の期末手当につきましては一般職の期末勤勉手当の合計額と同じというのが古平町を含めまして多くの自治体で慣例となっております。

以上のことを踏まえまして、後志管内の各町村の議会議員、正副町長、教育長の給料、報酬、期末手当の支給状況を勘案いたしまして、去る11月6日、古平町特別職報酬等審議会に期末手当の支給割合の改定を諮問したところ、引き上げについては妥当との答申を得たことから、今般議会議員、正副町長、教育長の期末手当の支給率を改正する条例案を提案したものでございます。

それでは、これから少し時間をいただきまして、別冊の説明資料で内容について説明申し上げます。お手元に平成26年11月臨時会説明資料という別冊あると思いますけれども、まず開いてもらって1ページが11月6日に開催していただきました古平町特別職報酬等審議会の答申の内容でございます。諮問どおりの内容でございます。このとおり、（1）、議会議員につきましては、現行加算率ゼロ、支給割合4.0月、これを加算率0.075%です。そして、支給割合を4.0から4.1月と。この加算率というのは、議員に申しましては報酬に1.075掛けて、これを基本額として月数を掛けて期末手当を出すと、その割合でございます。これの管内の状況につきましては、後ほどまた説明申し上げます。（2）の正副町長、教育長につきましては、加算率がゼロから0.075、そして支給割合、支給月でございますけれども、3.0から4.1月と、こういう内容でございます。また、改定時期につきましては12月1日と、このような答申でございます。

次のページめくってもらいたいと思います。これにつきましては、この表は古平町職員の期末勤

勉手当等の推移と。上段の表が期末勤勉手当、下段が給料、報酬でございます。これは、平成15年度から推移載ってございますけれども、古平町では平成14年に特別職、議員の報酬削減してございます。その結果が15年度として載っています。この年は、特別職、それから議員の給料、報酬の削減でございました。

次の大きな削減が平成16年度です。この表の見方といたしまして、上の真ん中辺に人事院勧告ということで、網かけ、黒くなっています。これが人事院、国の国家公務員の期末勤勉手当の率です。16年度では4.4ですけれども、網かけの上が一般職でございますけれども、一般職も4.4から4.0、それから三役、議員につきましても4.0。そして、ここで加算とあります。そして、廃止と書いてありますけれども、このとき一般職は課長等は15%から5%削減、係長は10%から3%と、主任は2%、係はございません。このように一般職削減しましたけれども、三役、議員につきましても廃止しました。加算措置はないと。そして、月数もこのとおり4.4から4.0と。そして、給料、報酬につきましても町長では77万から73万5,000円と、このとおり特別職全員、議員の方も削減したと。これは、先ほど申しましたけれども、小泉行革で三位一体改革、それから町村合併とか、さまざまございました。

そして、次に削減になったのが平成18年にも削減してございます。このときは、一般職は期末勤勉手当、平成17年に国家公務員は4.40から4.45に上がりまして、一般職は上がった分、4.0から4.05上がりましてけれども、特別職につきましても平成18年、4.0からさらに3.50と、三役、議員の方につきましても据え置いてございますけれども、これ期末手当削減、なおかつ特別職、議員につきましても、給料、報酬につきましても町長73万5,000円から69万と、このとおり副町長、教育長、議員の方につきましてもさらなる削減を行ったということでございます。

そして、平成19年度から古平町では独自に行革の集中改革期間を設けまして、さらに平成19年度削減してございます。このときは、一般職の削減ございませんでしたけれども、特別職につきましてもさらに期末手当3.5から3.0と、議員の方につきましても据え置いてございますけれども、給料、報酬につきましても三役、議員についてもこのとおり削減になってございます。そういうことで、大幅に削減したわけでございます。そういうことで、先ほど説明しましたけれども、政権かわって民主党になって、交付税は徐々にもとに戻ってまわっています。そういうことで、各町村も戻りましたけれども、古平町におきましてはなかなか戻すきっかけがつかめなかったと、そういうことでございます。

そういうことで次のページ、管内どうなのだと、古平町の状況はどうなのだと、そういうことでの表でございます。3ページ、4ページでございます。3ページにつきましても、議会議員の報酬、一番下段に書いてある数字が管内19カ町村の平均でございます。この表では、議長、副議長、常任委員、議員と、それぞれ報酬載ってございます。議長の管内平均は24万9,316円と。古平町は24万円と。あと副議長につきましても、このとおり常任委員、議員につきましても、管内よりは若干低い状況でございます、報酬。あと期末手当につきましても、管内では3.84月と。これは、ことし4月1日の状況でございます。そういうことで、古平町は議会の皆さんにつきましても4.0と。これは、管内では高い状況と。ただ、右から3番目の表、加算措置でございます。ここでは古平町空欄、加算

措置ございません。管内、15%からここでは8%まであります。また、やっていない町村もございます。そういうことで、古平町はここを7.5にしたいと、そういうことでございます。

次に、4ページは特別職、町長、副町長、教育長でございます。これにつきましても、一番下段が管内の平均でございます。町長については、管内平均65万3,526円、副町長56万7,737円と、教育長は52万6,447円と。期末手当の率は3.42月と。このとおり、古平町は三役給料については議員と同じく若干低いと。そして、期末手当につきましても管内では最低の3.0だと。喜茂別町と古平町が最低の水準だと。ほかの町村につきましては、国家公務員、それから一般職と同じく3.95に戻っていると。ほかの町村も過去低い時代ありましたけれども、このとおり管内では戻していると。ただ、管内でも戻っていないのが議員の報酬、そして特別職の給与、これについては削減されたまま各町村もなかなかもとに戻っていないと、これが実態で、これが世間の相場になってしまっていると、そういう状況でございます。そして、今回期末手当については3.0を4.1と、一般職と同じ、国家公務員と同じにしたいと。そして、加算措置については15%が国家公務員の数字です。そして、それをまだ全部戻さないで7.5%と、そういうことでございます。そういうことで、古平町の削減の推移、そして戻すきっかけについてはなかなかつかめなかったけれども、今回7年度ぶりに引き上げがあったと。それと、各町村の状況、これらを踏まえて審議会に諮問して、そのとおり答申を得たと、そういうことでございます。

あと、議会議員も三役も教育長も、条例の附則で今年度も6月支給になってございます。それで、4.1ということで、そのためには12月、今年度限り、これについては後ほど一般職の説明しますけれども、12月に限り4.1に合わせるように率を高くすると。これは一般職も、それから国も同じようなやり方でございます。

そういうことで、条例の中身、95ページからそれぞれあるわけでございますけれども、中身の説明についてはただいま説明したとおりでございますので、省かせてもらいます。そういうことで、説明はこれで終わりますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（逢見輝統君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時50分

再開 午前10時51分

○議長（逢見輝統君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、質疑を終わります。

これから議案第51号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案について討論を行います。討論ないでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、討論を終わります。

議案第51号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第52号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) ないようですので、討論を終わります。

議案第52号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第53号 古平町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例案について討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) ないようですので、討論を終わります。

これから議案第53号 古平町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例案についてを採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第14 議案第54号

○議長(逢見輝統君) 日程第14、議案第54号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長(小玉正司君) ただいま上程されました議案第54号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案につきまして提案理由の説明を申し上げます。

本件は、去る8月7日に勧告されました国家公務員の人事院勧告に準拠し、本町の一般職の職員の給与を改正するものでございます。

今年度の人事院勧告は、今年度平成26年度の改正と来年度以降の給与制度の総合的見直しの2本立てとなっております。今回提案した改正条例は来年度以降の給与制度の総合的見直しを除いて

おります。今年度の改正のみでございます。平成27年度以降の総合的見直しにつきましては、3月定例会におきまして提案させていただきたいと思っております。

それでは、今回の条例改正の内容でございますが、議案の101ページごらんください。101ページでは、ここで第8条の3、それと下のほう行きまして、ちょうど中段に第15条の2、それから別表第1と、第1を次のように改めると、このとおりに書いてございまして、大きくは第8条の3の通勤手当、それと第15条の2、勤勉手当、それと別表第1は職員の給料、この3点の改正でございます。

第8条の3、通勤手当につきましては、通勤の手段が自動車の場合で通勤距離が5キロメートルから60キロメートルを超える12区分で、それぞれ4,100円から2万4,500円が4,200円から3万1,600円への増額の改正でございます。説明資料の9ページ、10ページ、見ていただきたいと思っております。内容につきましては、このとおり9ページ、10ページの新旧対照表に載ってございまして、見ていただければわかるかなと思っております。ただ、古平町につきましては、長い距離、当然町外になるわけでございますけれども、町外の職員につきましては条例で支給しないことになってございまして。

あと、次に第15条の2、勤勉手当の改正につきましては、説明資料の5ページを見ていただきたいと思っております。5ページでは、表2段書きになってございまして、上段の再任用職員以外の職員、これは普通の職員、60歳までの普通の職員でございます。下段が再任用職員と、一度定年して再任用、そうなった職員と。今現在1名がおります。網かけしてあるとおり、3.95を年間4.1にすると、そういう改正でございます。ここで上段、改正案に2つあります。平成26年度限り（附則2）、それと27年度以降（本則）と。本則では、勤勉手当を現行の0.675、6月も12月も0.675ですけれども、来年度以降、本則では0.75にすると。そして、年間1.5にするという改正。ただし、今年度につきましては既に6月に勤勉手当0.675支給していますので、年間1.5にするためには今年度に限って12月の勤勉手当を0.825にすると、そういうことで附則でうたっているということでございます。

再任用のほうは、省略いたします。

そういうことで、今附則と言いましたので、議案のほうの条例の105ページ見ていただきたいと思っております。ここで附則の2に平成26年12月に支給する勤勉手当に限り、改正後の条例第15条の2第2項第1号中100分の75とあるのを100分の82.5と、それから100分の35とあるのを100分の37.5と、要するに65歳までの職員と再任用の職員と2つ書いてありますけれども、このとおり今年度だけに限りこうですよと附則でうたっています。

それと、次に最後になりますけれども、別表第1を次のように改めるとありますけれども、これにつきましては説明資料のA3の長い、ちょっと細かくて見づらいのですけれども、1級から6級の新旧対照が載ってございまして。大変見にくいのですけれども、ことしの人事院勧告の改正は平均で0.3%のベースアップと。これにつきましては、平成19年度以来7年度ぶりの引き上げでございます。ただし、内容につきましては1級、一番左側ですけれども、1級の職員、採用間もない職員でございますけれども、若年層については2,000円のアップと。それから、3級の後半、3級以上の高位号俸、ずっと下でございまして、ゼロと据え置きあります。50歳代後半の職員は据え置くと、そして若年層に厚いと、そして平均で0.3%のアップですと、そういうことをうたってございまして。

それから、簡単過ぎますけれども、これで給与の説明終わらせてもらいまして、あと1点、また附則に戻っていただきたいと思えます。附則、105ページになりますけれども、この附則の4で、これにつきましても平成26年度に限って、ここで条例第4条第5項中4号とあるのを3号とすると。この意味は、通常職員は1年に4号上がると、昔の1号を今は4つに分けてあります。そういうことで4号上がるのですけれども、ことしに限って3号に圧縮すると、そういうことをございます。これも人事院勧告に準拠してございますけれども、この意味するところはなぜそうなのかという、これは人事院の見解でございますけれども、平成27年度以降の給与の総合的見直しで、地方の給与水準、我々ですけれども、平均2%、3級の高位号俸では最大4%の給与引き下げとなります。これからなります、来年度以降。そうなるわけでございますけれども、激変緩和で3年間は据え置く措置をとると。その3年間据え置く措置の財源を求めるためにことし4号上げるのを3号に据え置くと、こういう人事院勧告でございます。それを古平町も準拠して1号抑制すると、そういうことでございます。

そういうことで、通勤手当、勤勉手当、それから今年度は給料上がりますけれども、来年以降また別になり、それは3月で提案すると、そういうことで説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（逢見輝統君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第54号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案についてを採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時04分

再開 午前11時04分

#### ◎閉会の宣告

○議長（逢見輝統君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

平成26年第4回古平町議会臨時会を閉会いたします。

閉会 午前11時05分

上記会議の経過は、書記  
いことを証するためにここに署名する。

の記載したものであるが、その内容の相違な

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員